

重点施策① キャリア教育の充実

小学校・中学校・高等学校・支援学校それぞれの段階に応じたキャリア教育を計画的に行います。

全ての子どもへの進路決定に向けた具体的なサポートを充実させます。

事業の内容

小中学校：

- すべての中学校区における小・中学校9年間の系統的な全体指導計画に基づいた取組みの共有を推進する。

高等学校：キャリア教育の推進

- 働く若者のハンドブックの活用やインターンシップ等を通じて、生徒の勤労観・職業観の醸成や「社会人基礎力」の習得を支援する。
- OSAKAしごとフィールド内に高校サポートデスクを設置し、インターンシップ受入れ希望企業と高校のマッチング支援を行い、高校1～2年生のインターンシップを促進する。

支援学校：教育課程改善事業

- 障がいのある児童生徒の自立と社会参加を推進する為、早期からのキャリア教育の観点を教育課程に位置づけ、モデル校2校に「授業改善アドバイザー」を設置する。
- 児童生徒の障がいの特性にあわせた系統性のある指導・支援の改善や授業力向上を図る。

*本事業は令和元年度をもって終了の為、冊子としてとりまとめるとともに、令和2年度以降については業によって蓄積したノウハウを全支援学校等に情報発信し、キャリア教育の充実につなげる。



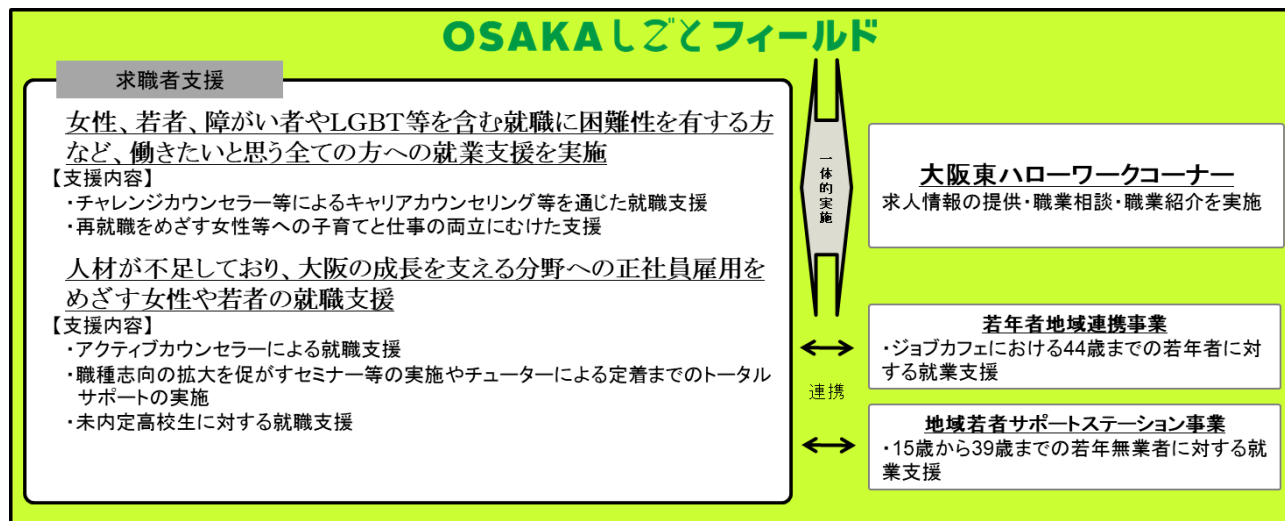
5年後の大阪府の姿

	R1.4.1	R7.4.1
キャリア教育全体指導計画に基づいた取組みの共有	65.9%	100%
府立高校生の就職内定率	府95.2% (国98.2%)	全国水準
知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率35%	28.7%	35% (R5.4.1時点)
府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率100%	92.8%	100% (R5.4.1時点)

重点施策② 若者の就職支援

OSAKAしごとフィールドにおける若者等の就業支援

事業の内容



○若者の安定就業を支援

- ・若者をはじめとする働きたいと思う全ての求職者に対して、それぞれの状況に応じた適切な支援メニューを提供し、就職から職場定着までの支援を行うとともに、国が実施する地域若者サポートステーション事業や若年者地域連携事業との連携を図りながら、安定就業に向けた支援を行います。
- ・就職に困難性を有する求職者に対しては、キャリアカウンセリング、事前研修、企業との交流会、職場体験を一体化したプログラムを実施することで、社会人基礎力の向上と困難特性や就職適性の明確化を図りながら就職に結びつけていきます。
- ・就職を希望する高校生のうち、卒業年次の後半で未内定の生徒を対象に、府内の高等学校とOSAKAしごとフィールドのカウンセラーが連携しながら、卒業までに就職先が決定するよう支援を行います。

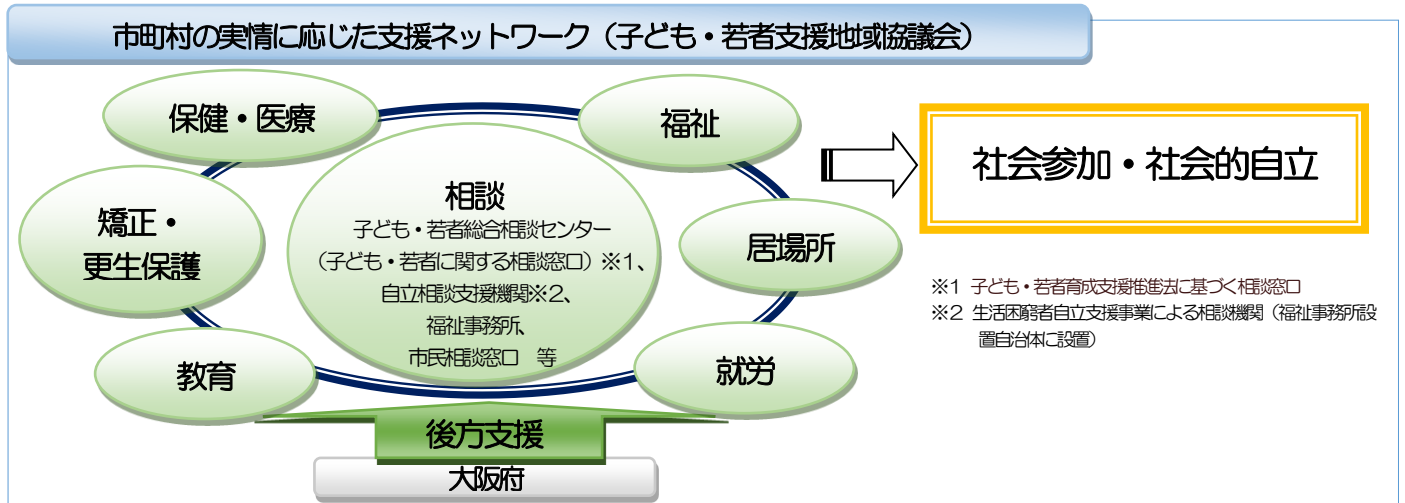
5年後の大阪府の姿

若者一人ひとりが、職業的自立を果たし、いきいきと社会の中で活躍できるよう、職場体験の機会等を活用しながら、それぞれの適性を見極めた支援を行うとともに、企業のニーズも踏まえたミスマッチの少ない就職支援を推進します。

重点施策③ 困難を有する若者の社会参加・社会的自立に向けた支援

子ども・若者育成支援推進法第19条第1項に基づき設置した大阪府子ども・若者支援地域協議会の関係部局と連携の下、困難を有する若者の社会参加・社会的自立に向けた支援を実施します。
若者にとってより身近な窓口となる市町村をバックアップします。

<ひきこもり等支援のためのネットワークの構築（概念図）>



事業の内容

◇相談支援

相談窓口【府】	▶子ども家庭センター ▶保健所
市町村への後方支援	▶府ひきこもり地域支援センター ▶ひきこもり支援に携わる人材の養成研修

◇若者の社会参加・社会的自立に向けた支援

居場所づくり （市町村・NPO等）	▶ひきこもり対策推進事業（ひきこもりサポート事業等）【市町村】 ▶新子育て支援交付金（居場所づくり事業）【市町村】 等
----------------------	--

就労に向けた段階①～⑤ （支援者の状態）	様々な就労支援
①就労に向けた準備が整っていない	▶生活困窮者自立支援制度（就労準備支援事業） 【福祉事務所設置自治体】
②就労移行のためには柔軟な動き方が必要	▶生活困窮者自立支援制度（就労訓練事業） 【福祉事務所設置自治体】
③地域の多様な社会資源との連携による支援	▶地域就労支援センター【市町村】
④時間をかけた個別支援が必要	▶OSAKAしごとフィールド【府】 ▶地域若者サポートステーション【国】 ▶生活保護受給者等就労自立促進事業【国】
⑤早期に就労が可能	▶ハローワーク【国】

多様な出口

- ◎社会的居場所
- ◎ボランティア
- ◎中間的就労
- ◎一般就労

他

◇不登校の児童・生徒への支援、高校中途退学の防止、高校中途退学者等への支援

小学生・中学生	▶SSW配置事業、SC配置事業【府】▶小中学校生徒指導体制推進事業【府】 ▶適応指導教室【市町村】
高校生等	▶高校生活支援カード【府】 ▶高等学校教育支援センター【府】 ▶SC配置による学校教育相談体制の充実【府】 ▶就職支援希望カード【府】 ▶課題を抱える生徒フォローアップ事業【府】 ▶中退防止対策の推進【府】

5年後の大阪府の姿

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修受講者数の増加

重点施策④ 安心して妊娠・出産できる仕組みの充実

「にんしんSOS」相談事業

～「ハイリスク妊婦」の未然防止～

予期せぬ妊娠・出産に悩む妊婦等に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、情報は共に必要な支援に繋ぐことにより、妊婦の孤立化を防ぎます。

妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等対策事業

～「ハイリスク妊婦」への支援～

妊婦健診の未受診や飛び込みによる出産等をするいわゆる「ハイリスク妊婦」について、その未然防止や出産前後の保健医療等における支援体制の構築等に取り組みます。

不妊・不育総合対策及び特定不妊治療費助成事業

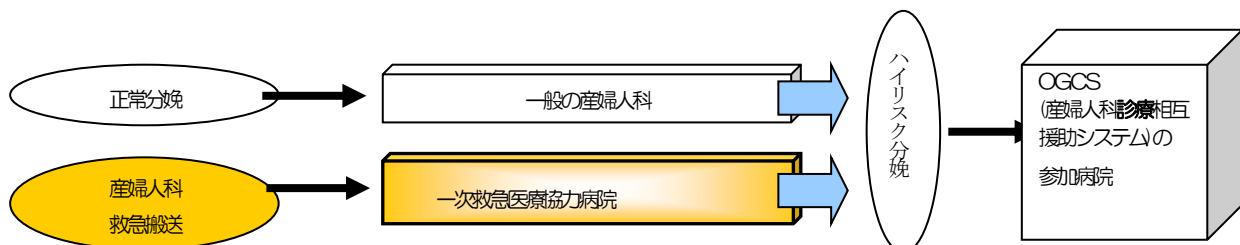
～不妊・不育に悩む夫婦への支援～

不妊・不育に関する相談や情報提供を行い、不妊・不育に悩む人々の身体的、精神的負担の軽減と支援を図ります。また、保険が適用されず高額となる特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊に悩む人々の経済的負担の軽減と支援を図ります。

一次救急医療ネットワーク整備事業

～「ハイリスク妊婦」の受け入れ体制を整備～

府内を3つの区域に分け、当番制により受け入れ担当病院を決定。当番病院は患者受け入れに必要な体制を確保し、かかりつけ医のない妊婦等の救急搬送を必ず受け入れます。



周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業

～緊急搬送を円滑化（第3の当直として非常勤配置）～

大阪母子医療センターに、母体に危険があるなど緊急搬送が必要な妊婦の搬送先調整を担う専任医師をコーディネーターとして配置します。

5年後の大阪府の姿

妊娠・出産に伴う様々なリスクをできる限り減らすために、早期の段階から支援できる体制を整備し、子どもを産みたいときに安心して妊娠・出産できる環境をつくります。

	R14.1	R7.4.1
「にんしんSOS」実績	相談対応件数 実数 1,748件 延数 4,728件	妊婦が孤立せず、相談できる体制の充実
妊婦健診未受診や飛び込みによる出産対策事業	出産等実態調査結果 該当する妊婦 208人	ハイリスク妊婦を早期に把握し切れ目ない支援を行う体制の充実
周産期緊急医療体制コーディネーター設置事業	コーディネート件数 78件	ハイリスク妊婦の搬送先調整を円滑に行う体制の充実
産婦人科救急搬送体制確保事業	夜間・休日に当番病院において受入れた実績 1,138件	かかりつけ医のない妊婦等救急患者の受け入れ体制の充実

重点施策⑤ 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育の支援

地域全体で学校教育を支援する活動を促進します。
放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所づくりを進めます。
多様な親学習の機会の提供と、家庭教育に不安や負担感を持つ保護者への支援を促進します。

事業の内容

教育コミュニティづくり推進事業

●学校支援地域本部

中学校区を単位に、地域の大人が多く関わり、子どもの安全見守りや放課後等の学習支援、学びの環境整備などの学校支援活動を実施する。

●おおさか元気広場

地域人材の参画により、放課後や週末等に、安全で安心な子どもの活動場所を確保し、子どもの体験・交流活動や学習活動等を促進する。

●家庭教育支援

身近な地域において、すべての保護者が家庭教育に関する学習や相談ができるよう、親学習の機会の提供と家庭教育支援チームによる訪問型の支援を促進する。

子どもの「非認知能力」※の育成に向け、その土台形成となる乳幼児期における家庭の教育力向上を図る取組みを促進する。

※非認知能力とは、目標に向かってがんばる力、気持ちをコントロールする力、他の人と関わる力などの力のこと。乳幼児期にその土台が形成され、子どもの発達とともに成長していき、記憶力や推論する力などの「認知能力」の育成に影響を与えるとともに、生涯にわたって個人に影響を与えるとされる。



5年後の大阪府の姿

	R1.4.1	R7.4.1
小学校区における「おおさか元気広場」の実施率	100%	100% (R5.4.1時点)
市町村（政令市を除く）における、大人に対する親学習を小学校数以上実施する市町村数	24/41 市町村	41/41 市町村 (R5.4.1時点)

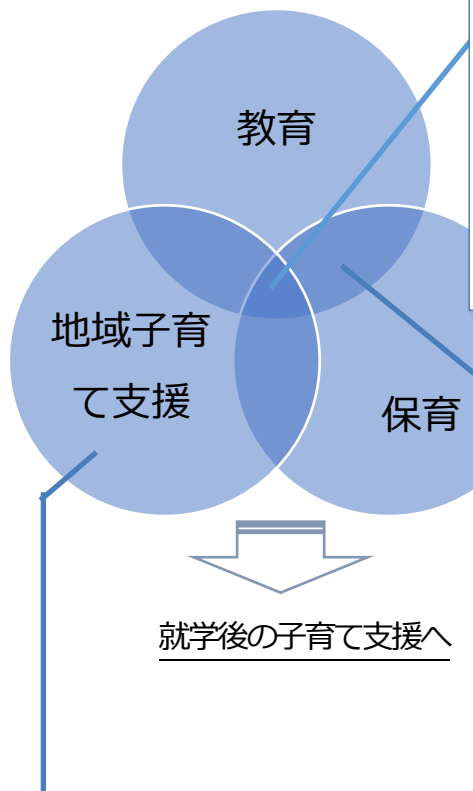
重点施策⑥ 就学前の子育て支援の充実

次の3つの取組みを柱に、市町村と連携しながら、就学前の子育て支援の充実を図ります。

○教育・保育の量の確保 ⇒ 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の普及を図り、待機児童を解消します

○教育・保育の質の向上 ⇒ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修等の実施や幼児教育を推進する人材の育成、市町村が実施する研修等の支援を行います

○地域子育て支援の充実 ⇒ 全ての子育て家庭を対象に、子育て支援拠点や利用者支援を受けられる場所を増やし、機能を充実させます



幼保連携型認定こども園の設置を推進するとともに、教育・保育の質の向上に努めます。

- ◆幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とした施設です。
- ◆新たな設置や幼稚園・保育所からの移行を進め、さらなる普及を図っていきます。

教育・保育の場の確保、待機児童の解消及び教育・保育の質の確保・向上に努めます

- ◆幼稚園、保育所、地域型保育など、地域の様々な状況に合わせて教育・保育の場を確保します。特に、待機児童の多い0～2歳児を対象とする事業を増やし、その解消に努める市町村を支援します。
- ◆保育の質の確保・向上のため、研修等の実施及び市町村実施研修等の支援を行います。
- ◆園所や市町村の中核となり研修等を行う幼児教育アドバイザーを育成・支援します。

親子で気軽に立ち寄ることができ、情報の入手や必要な支援が受けられる場所を増やします

- ◆子育て支援の拠点の、より身近な場所での設置が進むよう、また、従事者の研修などによる質の向上が図られるよう市町村に働きかけます。
- ◆社会福祉法人の社会貢献活動として実施されているスマイルサポーター（地域貢献支援員）や、私立幼稚園が地域の保護者支援の一環として取組むキンダーカウンセラー、認定こども園の普及など、施設が持つ地域の子育て支援機能を引き続き活用していきます。
- ◆子育てに必要な情報提供や相談などの利用者支援のサービスが受けられる場所を増やします。
- ◆一時預かりや、訪問型のサービス、ファミリー・サポート・センター事業などを充実していきます。また、子ども食堂等の居場所について、地域における自発的な活動を尊重しつつ、これらの継続的な取組が広がるよう、支援していきます。

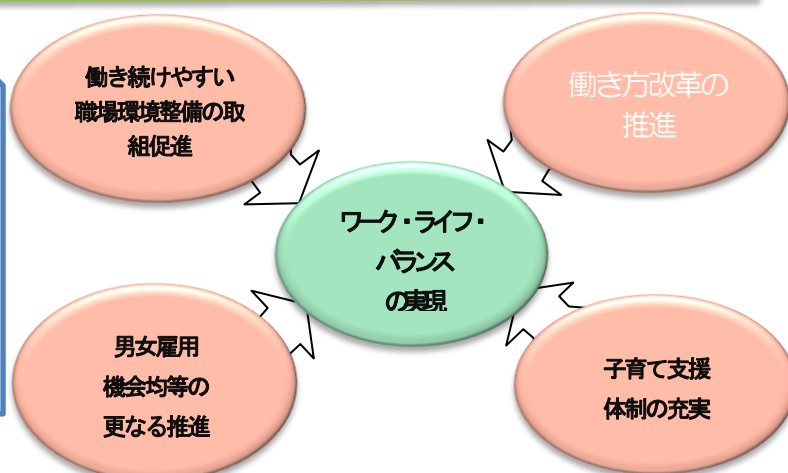
5年後の大阪府の姿

	R14.1	R7.4.1
認定こども園の数	市町村量の見込みから算出	
保育の必要な児童の受け入れ数		

重点施策① ワーク・ライフ・バランスの実現

【現状と課題】

出産に伴う女性の離職が多く、30代、40代を中心とする長時間労働により、子育ての負担が女性に偏る傾向があります。長時間労働の是正を企業に働きかけるなど、子育て等との両立ができる環境を整備する必要があります。



【取り組みの方向性】

男女がともに能力を発揮しながら活躍でき、仕事と子育てを両立できる職場づくりや、長時間労働の是正など、結婚・出産後も働き続けられる環境の整備や子育て支援に取り組みます。

○働き方改革の推進

- 働き方改革関連法の施行を踏まえ、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進やテレワークの導入等によりワーク・ライフ・バランスを実現するため、労働関係法制度等の普及啓発を行うとともに、労使紛争・労働問題の未然防止、解決に向けた支援を行います。

○働き続けやすい職場環境整備の取組促進

- 育児休業期間の延長等制度が拡充された育児・介護休業法や、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等について改正された女性活躍推進法等の普及啓発を行うとともに、先進的な取組の紹介などを取り入れたセミナーの実施を通じて、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。

○男女雇用機会均等の更なる推進

- 男女が均等な雇用機会を得て、均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう事業主、人事労務担当者、管理者、労働者に対して、男女雇用機会均等法により一層の周知を図るとともに、教育の場においても啓発を行います。
- 女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、男女雇用機会均等法等に基づく妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置について、事業主、人事労務担当者、管理者、労働者へ啓発を行います。また、妊娠・出産により女性労働者が不利益を受けないよう、事業主、労働者等へ啓発を行うとともに、労働相談を実施し労使間トラブルの解決をサポートします。

○子育て支援体制の充実

- 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施、放課後児童クラブの計画的整備など地域の子育て支援のための市町村の取り組みを支援するとともに、潜在保育士の就職支援など、待機児童の解消に向けた取り組みを進めます。
- 仕事と子育てとの両立を必要とする方々を対象に、OSAKAしごとフィールド内に設置する「働くママ応援コーナー」において、就活と保活を一体的に支援します。

5年後の大阪府の姿

一人ひとりがかやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期など人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発や環境整備を推進します。

重点施策⑧ ひとり親家庭等に対する就業支援の充実

母子家庭、父子家庭や寡婦の方の暮らしの安定と向上の実現に向け、就業支援の充実に図ります。

平成25年3月、母子家庭の母や父子家庭の父の安定した就業を確保するため、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行されるとともに、平成26年10月から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が施行されました。

大阪府ではこれまでひとり親家庭や寡婦の方に対し、就業相談、就業情報提供、就業支援講習会の実施など就業支援に取り組んでまいりましたが、こうした関係各法の施行等を踏まえ、今後、子育てと就業の両立ができるよう、さらなる就業支援の充実に図ります。

事業内容

■ 就業のあっせん

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 就業・自立支援センター事業と市町村が実施する地域就労支援事業、ハローワークが実施する各種就労支援事業との連携による総合的な就業・自立支援 等

■ 職業訓練等の実施・促進

- 公共職業訓練の実施
- 就業支援講習会の実施
- 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施 等

■ 就業機会創出のための支援

- 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ
- ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進
- 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進
- 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み 等

5年後の大阪府の姿

特別措置法において、地方公共団体は国に準じ、民間事業者への協力要請や母子福祉団体等への受注機会の増大等就業機会創出に向けた施策を講ずるよう努めることなどが定められており、大阪府から一般市町に対し、5年後には28市町でこれらの取り組みが実施されるよう、働きかけを行います。

重点施策⑨ 児童虐待防止の取り組み

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応に取り組みます。

子育て支援策を充実することで児童虐待の発生予防に取り組みます。とくに児童福祉、母子保健、家庭教育の分野から、支援を要する家庭にアプローチし、きめ細やかな支援を行います。また、子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会^(※)等において、引き続き児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

○発生予防のための取り組み

◇安心して子育てができる社会の実現

子育ての喜びを実感できるよう家庭の養育力・教育力を高めるための支援を充実するとともに、必要なときにサービスを受けることができる体制を確保します。

とくに
児童福祉、
母子保健、
家庭教育
の分野から
アプローチ

◇地域の子育て支援の機能の充実

子育て中の親の孤立や不安感の増大等に対応するため、地域での子育て支援拠点など、機能充実のため市町村を支援します。

◇妊娠から出産・育児期の支援

妊婦助産の相談・支援を行うとともに、医療機関等との連携や情報共有を強化するよう市町村を支援します。

◇市町村における親学習の実施促進

親学習リーダーの養成や親学習教材の効果的な活用により、市町村等における親学習の実施を促進します。

○早期発見・早期対応のための取り組み

◇子どもを虐待から守る社会の実現

子どもを虐待から守る府民意識を高めるとともに、特に支援を要する子ども及び保護者に対し、早期に適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会^(※)を中心とした対応力向上に取り組みます。

社会全体
で子ども
を守るため
の主な取
り組み

◇児童虐待防止のための広報啓発

11月の児童虐待防止推進月間を中心に、そのシンボルであるオレンジリボン（児童虐待防止）を広く普及させるための広報啓発に取り組みます。

◇市町村等における訪問型支援の実施充実

保健師や保育士等が、養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導や助言等を行います。

◇要保護児童対策地域協議会^(※)の機動力強化

子ども家庭センター^(※)での市町村職員受入研修など、対応ノウハウを共有することで、児童虐待防止ネットワークの連携を強化し、早期対応力を高めます。

5年後の大阪府の姿

	H31.4.1	R6.4.1
利用者支援事業の実施箇所数（再掲）	0か所	127か所
保護者に対する親学習（再掲）	26市町村	41市町村

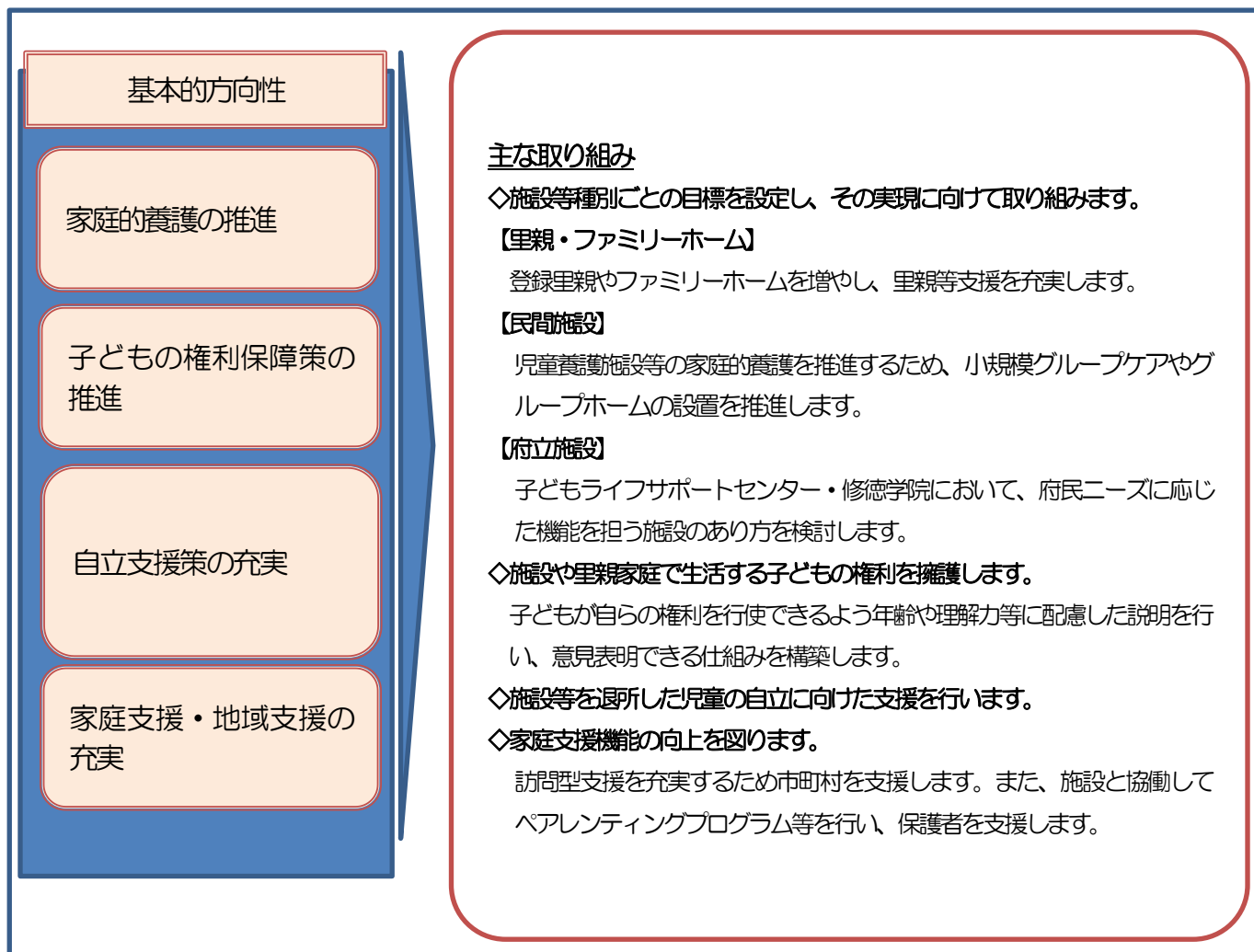
※上記の目標値は、児童虐待の発生予防や早期発見のための取り組みのうち、主要なものです。

^(※) 子ども家庭センターは、児童福祉法に定める児童相談所機能、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に定める配偶者暴力相談支援センター機能、社会福祉法に定める福祉事務所機能を有し、政令市を除く市町村（福祉事務所機能は島本町を除く町村）を所管しています。要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の2に基づき、特定妊婦、要支援児童、要保護児童等の適切な支援・保護を図るために必要な情報交換を行うとともに支援の内容に関する協議を行うネットワークです。

重点施策⑩ 社会的養育体制の整備

**家庭養護である里親・ファミリーホームへの委託を推進します。
児童養護施設等における家庭的な養育環境の整備を進めます。**

大阪府では、子どもの権利擁護と次世代育成の観点から、子どもの養育の特質をふまえ、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができる社会的養護体制を整えるため、第二次大阪府社会的養護体制整備計画（H27～H31）を推進してきたところです。令和元年度には、国が示す「新しい社会的養育ビジョン」に基づき「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」を策定し、「家庭的養護の推進」「子どもの権利保障策の推進」「自立支援策の強化」「家庭支援・地域支援の充実」を基本的方向性として定め、次の事業に取り組みます。



5年後の大阪府の姿

家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができる体制を整備します。（政令市を除く。）

	R1.4.1	R7.4.1
里親等委託率	16%	「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」において設定
グループホーム数	38か所	同上

重点施策⑪ 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもの成長の段階に応じた切れめない支援をめざします

就
学
前

障がいのある子どもへの医療・福祉支援

障がいの早期発見、必要な情報の提供、早期の適切なサービス提供など、障がい児への支援を地域で総合的に取り組む体制づくりを進めます。

- ・ 健診、相談支援、障がい児(通所・入所)支援など障がいのある子どもに対する支援体制の拡充
- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障がい児の地域生活支援の充実

} 別記

学
齢
期

障がいのある子どもへの教育支援

「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進し、校種ごとの教育の充実、就労・自立に向けた教育の充実、府立支援学校のセンター的役割の発揮など、障がい児への教育支援を充実します。

- ・ 支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備
- ・ 支援学校におけるキャリア教育・就労支援の充実
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
- ・ 発達障がいのある児童・生徒への支援
- ・ 私立学校における障がいのある子どもへの支援

放課後等における療育の支援、居場所づくり

就学前に保育が必要であった子どもを、就学後も切れめなく預けることができるようにすると同時に、放課後等に子どもの育ちを支える健全育成に取り組みます。

- ・ 障がいのある児童の放課後等における療育の支援
- ・ 障がいのある子どもたちの居場所づくり

青
年
期

障がい者の雇用促進と就労支援・定着支援

障がい者に対し、就労支援の充実、雇用機会の拡大に加え、職場定着支援に取り組みます。

- ・ 障がい者を対象とした就労支援の充実
- ・ 企業における障がい者の雇用機会の拡大
- ・ 就労を通じた社会的自立支援の充実

■ 医療的ケア児等に対する総合的支援

多様化する医療的ケアを必要とする障がい児者のニーズを的確に把握し、きめ細かで適切な支援につなぐための知識・技能を有する人材養成を行うとともに、府内全体の医療的ケア児の支援体制の構築につなぐため市町村域等の保健・医療・福祉・教育等の医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援に関わる協議の場とも連携を図りながら、府においても同様の協議の場を設置・運営する。

また、重症心身障がい児支援において、受け入れ事業所の支援技術の向上を図るため、事例検討等の支援を実施する。

医療的ケア児等コーディネーターを養成します。

地域で安心して医療的ケアが必要な児者が暮らしていけるよう、多様化する医療的ケア児者のニーズを的確に把握し、きめ細やかで適切な支援につなぐために総合的にコーディネートする者や支援する者の養成に取り組みます。

〔内容〕

- ・医療的ケア児等コーディネーターを担う者に対して医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施。
- ・現に医療的ケアが必要な児者の支援を行っている者もしくは、今後医療的ケアが必要な児者を支援する予定の者に対して医療的ケア児等支援者養成研修を実施。

医療依存度の高い重症心身障がい児者等の支援を行う各関連分野の支援機関との協議の場の円滑な運営と充実を目指します。

関の協議の場を設置し、市町村域等の協議の場とも連携して、府域全体の医療的ケア児の支援体制の構築につなげます。

〔内容〕

- ・援護の実施者である市町村が、これまで構築してきた重症心身障がい児者地域ケアシステムを活用し、医療依存度の高い重症心身障がい児者等の実態把握を行うと共に、市町村自立支援協議会、市町村要保護児童対策地域協議会等を活用した協議の場を設置し、支援方法等の協議を行う。
- ・市町村域でのケアシステムにおいて抽出された課題を中心に、支援が十分ではない事例についての課題整理と解決方法を協議する。

5年後の大阪府の姿

重症心身障がい児者地域ケアシステムには、医療・福祉・保健など様々な分野をつなぐネットワークが必要であり、個別ケア会議を支えるための市町村域・府域での重層的なケアシステムを整備します。

	H31.4.1	R7.4.1
医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会	外部有識者及び市内関係機関が参画する医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会を設置。	医療依存度の高い重症心身障がい児者等支援部会の円滑な運営と充実を図る。医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場を全ての市町村に設置。

重症心身障がい児支援を受け入れる事業所に対して、支援における、福祉面、医療面での技術向上を図るため、研修や事例検討、実習、助言、専門相談等の支援を実施します。

重症心身障がい児の個別性の高い支援ニーズに対応できるよう、支援技術の向上を図ります。

[内容]

(1) 福祉的な面からの機関支援（全職種対象）

- ・H30年度に策定した支援ツールを活用した研修や、事例検討を実施。
- ・専門相談会を実施し、専門性の高いノウハウを持つ従事者からの助言や機関支援を行う。
- ・重心児支援のノウハウのある現場が、実習、見学の受け入れ等を行う。

(2) 医療的な面からの機関支援（看護師等医療従事者対象）

- ・医療的な対応や、個別性に合わせた多様な対応について、研修や事例検討を実施。
- ・専門相談会を実施し、専門医師からの助言や機関支援を行う。
- ・重心児支援のノウハウのある現場が、実習、見学の受け入れ等を行う。

重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業を推進します。

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者（※）の地域生活を支えるために、医療・福祉等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のために福祉サービス等の充実強化に取り組みます。（※）重症心身障がい児者：身体障がい者手帳（1級・2級）及び療育手帳（A）を交付された障がい児者

（医療型短期入所整備促進事業）

地域で生活する重症心身障がい児者の介護者からのニーズが高い「短期入所」について、人工呼吸器管理に対応が可能な事業所が府内に殆ど無いことから、医療機関での短期入所の整備を促進します。

[内 容] 医療機関が空きベッドを活用した短期入所事業の指定を受け、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者を受け入れた場合に、短期入所報酬と入院診療報酬との差額相当額を補てん。

・差額補填（年間）：42,138千円（1回利用につき10,300円）

※ 平成26年度：2圏域（三島、南河内）3医療機関で実施。

平成27年度：5圏域（三島、南河内、豊能、北河内、泉州）6医療機関で実施。

平成28年度以降 補助対象を、政令市を含む8圏域に拡大

5年後の大阪府の姿

	H31.4.1	R7.4.1
医療型短期入所整備促進事業	直接補助：延べ利用日数1,617日 間接補助（政令市）：延べ利用日数2,320日	高度な医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支える地域ケアシステムの強化のため、受け入れ先を整備する。

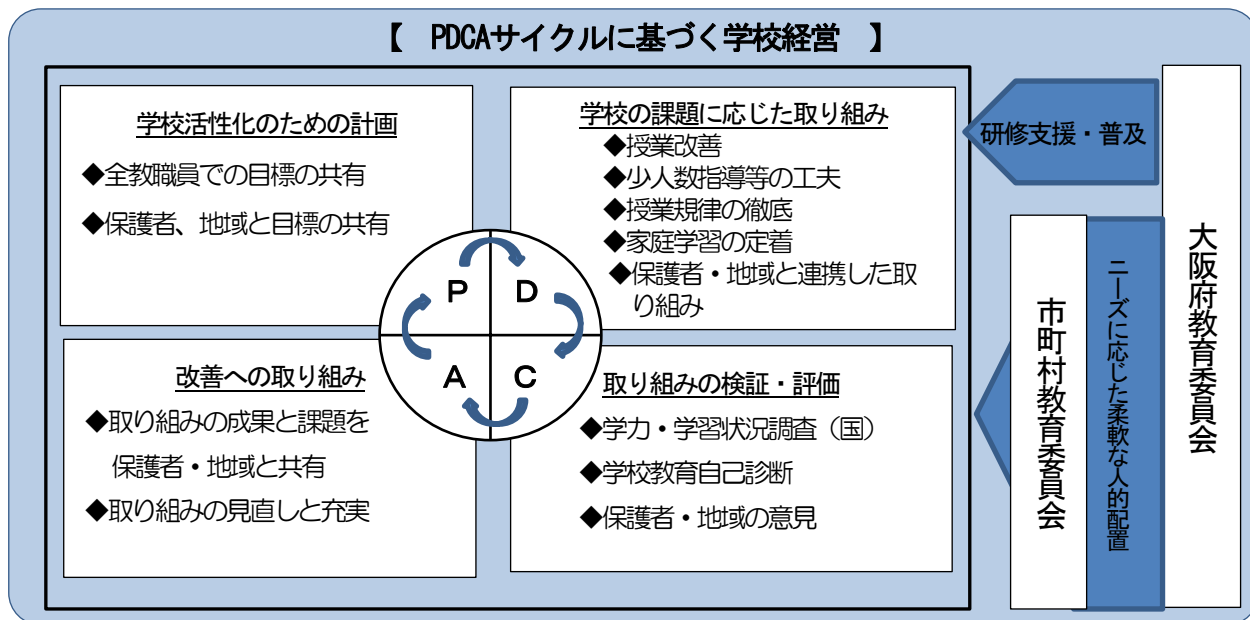
重点施策⑫ 学力向上の取り組みの推進

市町村とともに小・中学校の教育力を充実します。

高等学校の教育力を向上させ活力あふれる府立高校をつくれます。

事業の内容

小・中学校の学校力の向上



小・中学校：スクール・エンパワーメント推進事業

- 府内小中学校で学力向上に向けた取り組みを市町村の中心となって進める学校や府全体の学力課題の改善に向けた取り組みを進める学校にスクール・エンパワーメント担当教員を配置し、学力向上に向けた計画に基づく組織的な取り組みの好事例の収集、効果的な取り組みの普及を行う。

高等学校：グローバルリーダーズハイスクールの充実

- 各校の取り組みに対して、外部有識者によるパフォーマンス評価を行い、活性化を図る。

高等学校：エンパワメントスクールの充実

- これまで取り組んできた学び直しの支援や社会で活躍する力をはぐくむ教育のより一層の充実を図るため、教員の授業力向上のための研修や情報交換を行う。また、専門人材を活用し、生徒の進路実現を支援するとともに、生活面での課題を抱える生徒の就学を支援する。



5年後の大阪府の姿

	R1.4.1	R7.4.1
「全国学力・学習状況調査」における小中学校の平均正答率	平成30年度結果 小学校58.5% (全国 60.1%) 中学校61.3% (全国 62.6%)	全国水準をめざす
グローバルリーダーズハイスクールの現役国公立大学進学率	40.9%	向上

重点施策⑬ 豊かな心をはぐくむ取り組みの充実

ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性をはぐくみます。

夢や志を持って、粘り強くチャレンジする力をはぐくみます。

子どもたちが粘り強く果敢にチャレンジし、自立して力強く生きるためには、子どもたちが自他を尊重し、違いを認め合い、思いやりを持って人と接する心情・態度と共に、充実した人生を送るために必要な理想や目標を持ち、社会人として必要な規範を身につけ、より良い社会を作っていくとする意欲や態度をはぐくむことが必要です。

事業の内容

小中学校：豊かな人間性をはぐくむ取り組みの推進

- 道徳教育推進教師を対象とした研修会を実施する。
- 校区の小中学校において、「こころの再生」府民運動の趣旨に沿った取り組みを行い、各学校独自の子どもの意欲、自己肯定感を高める取り組みを行う。

高等学校：「志（こころざし）学」の実施

- 豊かな人間性や規範意識、マナー等を身につけ、夢や希望、志を持ってよき社会人として自立していくために、すべての府立高等学校において、平成23年度より「志（こころざし）学」を教育課程に位置付けて取り組みを進めている。

小・中・高等学校・支援学校：人権教育の推進

- 人権教育のための教材集・資料の有効活用の促進を図るとともに、その成果を実践事例集としてまとめ研修や報告会を行う。
- 人権教育の指導方法等についての調査研究を進める。

帰国渡日児童生徒学校生活サポート推進事業

- 府WEBページにおいて、学校生活に関する情報を多言語（11か国語）で提供する。
- 市町村と連携して、府内8地区において多言語による進路ガイダンスを実施する。



5年後の大阪府の姿

	R1.4.1	R7.4.1
研修アンケート「自分の期待や要望に応えることができたか。」	小学校：95.8% 中学校：92.5%	小学校：95.0%以上 中学校：95.0%以上
人権教育に関する研究授業の実施率	小学校：47.7% 中学校：35.9%	小学校：100% 中学校：100%
「志（こころざし）学」実践事例集の活用	各校での実践	好事例の共有
人権教育教材集の活用率	小学校：98.4% 中学校：94.2% 高等学校：98.7% 支援学校：89.1%	小学校：100% 中学校：95% 高等学校：100% 支援学校：100% (R5.4.1時点)

重点施策⑭ 幼児教育・保育、子育て支援に関わる人材の確保 及び資質の向上

教育・保育の量の確保及び質の向上のために必要な人材の確保及び資質の向上に努めます。

- 幼保連携型認定こども園の普及 ⇒ 保育教諭の確保
- 待機児童解消のための受け皿拡大 ⇒ 保育士等の確保、保育士等の人材定着
- 子育て支援に関わる人材の資質向上 ⇒ 研修の実施及び市町村が実施する研修の支援

◆ 保育教諭の確保

- ・ 幼保連携型認定こども園で教育・保育を行う保育教諭の確保
⇒ 幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設に勤務する、幼稚園教諭又は保育士の一方の免許・資格のみを有する者の免許・資格併有を支援。
※ 認定こども園法附則第5条に定める保育教諭等の資格の特例に係る経過措置期間は同改正法施行後5年間から10年間に延長。経過措置期間中の対象職員全員の併有を目指す。

◆ 保育士等の確保、保育士等の人材定着

- ・ 保育所等で保育を行う保育士等の確保
⇒ 「地域限定保育士試験」の実施による保育士資格を有する者の増加
⇒ 「保育士・保育所支援センター」による「潜在保育士」の就職・復職支援
- ・ 保育士等の定着率の増加
⇒ 公定価格における保育士等給与の改善（処遇改善加算Ⅰ）に加え、副主任保育士等（月額4万円の処遇改善）・職務分野別リーダー（月額5千円の処遇改善）等を設け、キャリアパスの仕組みを構築することにより、人材育成・人材定着を図る処遇改善加算Ⅱの活用推進

◆ 子育て支援に関わる人材の資質の向上

- ・ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭、地域子育て支援拠点の現任職員等に対する研修を実施
- ・ 市町村が実施する現任職員等に対する研修実施を支援
- ・ 園所や市町村の中核となって研修等を行う幼児教育アドバイザーの育成・支援
- ・ 幼児教育推進指針を踏まえ幼児教育センターによる幼児教育の推進及び体制の充実

5年後の大阪府の姿

	R1.4.1	R7.4.1
保育教諭の数		
保育士の数		

国の指針確認後
市町村量の見込みから算出

重点施策⑮ 就学後の子育て支援の充実

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育て環境の現状は厳しくなっています。このため、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

そこで大阪府では、就学後のステージにおいては、次の2つの視点に基づき、3つの取り組みを柱に子育ての充実を図ります。

視点

- I 就学前の保育ニーズが高まったことから、就学後の放課後児童クラブにおいても整備を進め、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、待機児童の解消に努めます。
- II 次代を担う人材を育成するため、障がいの有無や親等の就労にかかわらず、全ての児童が放課後を安心・安全に、かつ文化的な活動を行うことができるよう、多様な居場所の確保に努めます。

事業の内容

1. 保育の受け皿整備を進める就学前の子育て支援に対応し、第二の待機児童問題である「小1の壁」を打破し、待機児童の解消に努めます

- 一体型（※）を中心とした放課後児童クラブ・おおさか元気広場（※）の計画的な整備

※ 一体型とは、国が示している放課後児童クラブとおおさか元気広場の連携等による運営

※ 大阪府では、国の「新・放課後子ども総合プラン」における「放課後子供教室」を「おおさか元気広場」と名付けて実施しています。

- 放課後児童支援員に対する研修等を実施し保育の質を確保する

※放課後児童クラブの質の向上を図るため、地域の実情に応じて研修等を実施。

（参考）・国において「新・放課後子ども総合プラン」を策定（平成30年9月14日）

・国において放課後児童クラブを令和5年度末までに30万人分新たに整備予定

2. 障がいがあるなど特別な支援の必要な児童の放課後の居場所を増やします。また、親等の就労に関わらない、すべての児童の放課後の居場所づくりに努めます

- 一体型を中心とした放課後児童クラブ・おおさか元気広場の計画的な整備（上記1の再掲）

- 府が行う指導員研修のメニューに障がい児支援のカリキュラムを設定

- 次代を担う人材育成の観点からすべての子どもの多様な居場所づくりに努める

3. 多様な子育てに関するニーズに応えるため情報発信していきます

- 府の専用ポータルサイト内に市町村（行政）情報コーナーを設け、公的施設等での子どもを対象とした事業の情報共有及び情報提供の場を設置する

【5年後の大阪府の姿】

放課後児童クラブの待機児童が解消され、「小1の壁」がなくなる社会をめざします。また、すべての就学児童がいきいきと活動できるよう、多様な居場所を確保するとともに、社会全体で子ども・子育てを支えるような社会をめざします。

重点施策⑬ 青少年の健全育成、少年非行防止対策の推進

昨今、インターネットに起因した青少年の被害やトラブルが増加していることから、ネット・リテラシーの向上や性被害の防止等に社会全体で取り組みます。

併せて、非行などの問題行動を防ぐことを目的に、ボランティアによる地域活動の活性化等により少年非行防止対策を推進します。

事業の内容

青少年の健全育成を支える環境づく

インターネットに起因した 青少年の被害等の未然防止の推進

・青少年のネット・リテラシー向上のためのオール大阪での取組

行政のみならず、教育機関、府警察、PTA、携帯電話会社などと連携し、各機関の専門的な視点から課題をとらえ、青少年のネット・リテラシーを高める取組を総合的に実施。

青少年のネット・リテラシー向上へ

大阪の子どもを守るネット対策事業実行委員会

有識者・大阪府・大阪府警察本部・教育機関・
PTA・青少年健全育成団体・
ネット関連事業者・携帯電話会社
総務省近畿通信局

・青少年健全育成条例の適切な運用

青少年を有害な環境や性的な被害から守るため、青少年健全育成条例を適切に運用。

- ・フィルタリング手続きの厳格化
- ・児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（自画撮り被害の防止）
- ・有害役務営業（いわゆる「JKビジネス」）を営む者の禁止行為等 など

地域活動の活性化による 少年非行防止対策の推進

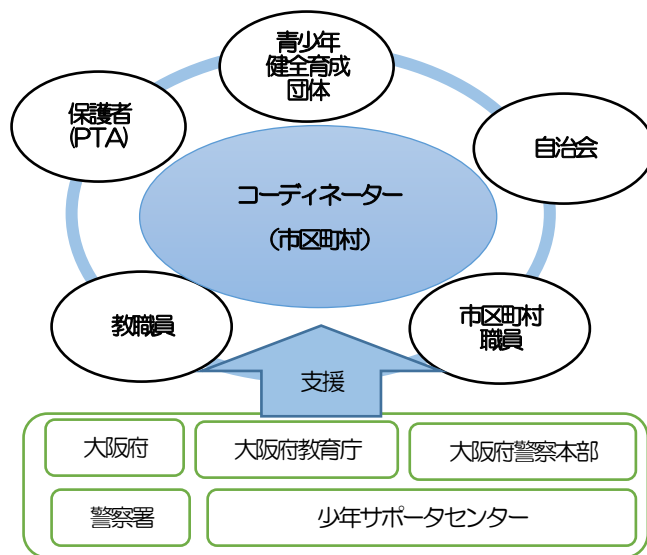
・少年サポートセンターの効果的な運営

大阪府警と連携し、非行少年の立ち直りを支援。府内全ての小学校において非行防止・犯罪被害防止教室を実施。

・少年非行防止活動ネットワークの活性化

地域一体となった少年非行防止活動ネットワークの定着化や活性化に向けた支援を実施。

【少年非行防止活動ネットワーク概念図】



5年後の大阪府の姿

刑法犯少年の検挙・補導人員（H30 2, 804人）の減少

小学校高学年等に対する非行防止・犯罪防止教室の実施率100%